

専決処分について（損害賠償額の決定）

本件は、清掃車による物損事故の損害賠償額の決定について専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（損害賠償額を決定した日）】

令和8年1月30日

【概要】

令和5年2月2日、港区高輪一丁目3番2号のマンションの地下2階駐車場内において、区の清掃車（小型プレス車）がゴミ保管場所に接近するために後進した際、完全に格納されていなかった駐車場の防火シャッターに衝突し、防火シャッターの座板を損傷させた物損事故に伴う損害賠償です。

【損害の状況及び損害額】

マンションの地下2階駐車場の防火シャッターの座板が損傷しました。これに伴う損害額は、次のとおりです。

相手方（マンション管理組合）：345,400円

【責任の割合】

区：70%      相手方：30%

【損害賠償額】

241,780円

【事故状況図】

